審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　健康福祉部医務課

法令名	医療法	法令番号	昭和 23 年法律第 205 号
手続名	医療法人の残余財産の処分の認可	根拠条項	第 56 条第 2 項

審査基準	定款又は寄附行為の定めるところにより処分されない財産は、国庫に帰属する。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 25 日 標準経由期間 11 日	目次№	21